

Nikaho's Information

情の暮らし

介護にかかる税控除
申告には認定書・
証明書が必要です

【おむつ代の医療費控除】
必要書類 ▽控除1年目:
医師の発行するおむつ
使用證明書
▽控除2年目以降:市
の発行する證明書

介護保険の要介護認定者
で障害者と認められる方や
その扶養者は「障害者控除」
を、寝たきりの方の介護で
おむつを使用した場合には、
おむつ代の「医療費控除」
を、それぞれ税申告の際に
受けることができます。

おむつを使用した場合には、
おむつ代の「医療費控除」
を、それぞれ税申告の際に
受けることができます。

市窓口や医師へ申請
控除を受けるためには認
定書・證明書が必要になります。

障害者手帳などの交付を
請して下さい。

障害者手帳などの交付を
受けている方は、認定書
は不要で障害者控除を受
けることができます。た
だしそうな状態で複
雑な介護をする方は、
要介護認定により、控除
が上乗せされる場合が
あります。(特別障害者控除)

内容は、統計以外の目的
には使用されません。正
確な記入をお願いします。
調査員が対象となる事業所
を訪問しますので、ご協力
をお願いします。

なお、調査票に記載され
た内容は、統計以外の目的
には使用されません。正
確な記入をお願いします。
調査員が対象となる事業所
を訪問しますので、ご協力
をお願いします。

12月31日(現在)を実施しま
す。今月から来月にかけて
調査員が対象となる事業所
を訪問しますので、ご協力
をお願いします。

【要介護認定者の障害者控除】
基準 要介護3～5で認知
症または障害の程度が
知的障害者、身体障害
者に準ずると認められ
る場合

多重債務の相談窓口

相談窓口 秋田財務事務所
理財課(秋田市・秋田
第二合同庁舎3階)
受付時間 月～金曜(祝日
と年末年始を除く)
午前8時30分～午後
5時15分

相談窓口 秋田財務事務所
理財課(秋田市・秋田
第一合同庁舎3階)
受付時間 月～金曜(祝日
と年末年始を除く)
午前8時30分～午後
5時15分

対象者 にかほ市に住所を
有し、パソコン(エク
セル・ワード)操作が
できる方

応募 ①②から1つ
募集人員 ①②各1名

申込先 総務部総務課人事
管理班(象潟庁舎)、
仁賀保・金浦各市民サ
ービスセンター
(郵送不可)(写真を貼付)を持参

借金問題はさまざまの方
法で必ず解決できます。お
気軽にご相談ください。
相談は無料です。

相談窓口 秋田財務事務所
理財課(秋田市・秋田
第一合同庁舎3階)
受付時間 月～金曜(祝日
と年末年始を除く)
午前8時30分～午後
5時15分

対象者 にかほ市に住所を
有し、パソコン(エク
セル・ワード)操作が
できる方

応募 ①②から1つ
募集人員 ①②各1名

申込先 総務部総務課人事
管理班(象潟庁舎)、
仁賀保・金浦各市民サ
ービスセンター
(郵送不可)(写真を貼付)を持参

基準日 12月末日
必要書類 定書 市の発行する認

◆市臨時職員の募集◆

各庁舎市民SCとハローワーク
本庄で募集案内を確認できます

緊急雇用対策事業

条件 ▽勤務日数:20日程
度/月▽勤務時間:午
前8時30分～午後5時

15分▽社会保険:有
ての募集です。

同事業で雇用されたこと
のある方は、県・市町村の
別や直接雇用、委託を問わ
ず通算して1年を超えて雇
用されません。

市臨時職員として1年
以上雇用された方も、応
募できません。

申込先 総務部総務課人事
管理班(象潟庁舎)、
仁賀保・金浦各市民サ
ービスセンター
(郵送不可)(写真を貼付)を持参

募集番号・職種等	賃金(／日)	雇用期間※	勤務地
①一般事務補助	5,750円	1月1日～3月31日	仁賀保庁舎 (生活環境課)
②一般事務補助	5,750円	1月1日～3月31日	金浦庁舎 (農林水産課)

(※6月30日まで更新有り)

対象者 高専、専修学校等を卒
業予定の学生)

問合先 秋田県福祉保健人
材・研修センター
電話 018・864・2
880

広く県民の意見を条例に反
映させるため、皆さんの意見
を募集します。

条例案は秋田県警本部ペ
ージ、または県内警察署の窓
口で閲覧・入手できます。

電子メールにより任意の
書式(1意見内容につき
1枚)で提出

意見の提出方法 電子メールによる任意の
書式(1意見内容につき
1枚)で提出

相談時間 平日の午前8時
30分～午後5時

相談・問合先 県福祉サー
ビス相談支援センター
電話 018・864・2
726

E-mail:bouhai-jouuei@police.pref.akita.jp
http://www.police.pref.akita.jp

広く県民の意見を条例に反
映させるため、皆さんの意見
を募集します。

条例案は秋田県警本部ペ
ージ、または県内警察署の窓
口で閲覧・入手できます。

電子メールによる任意の
書式(1意見内容につき
1枚)で提出

意見の提出方法 電子メールによる任意の
書式(1意見内容につき
1枚)で提出

条例案は秋田県警本部ペ
ージ、または県内警察署の窓
口で閲覧・入手できます。

電子メールによる任意の
書式(1意見内容につき
1枚)で提出

意見の提出方法 電子メールによる任意の
書式(1意見内容につき
1枚)で提出

条例案は秋田県警本部ペ
ージ、または県内警察署の窓
口で閲覧・入手できます。

電子メールによる任意の
書式(1意見内容につき
1枚)で提出

意見の提出方法 電子メールによる任意の
書式(1意見内容につき
1枚)で提出

条例案は秋田県警本部ペ
ージ、または県内警察署の窓
口で閲覧・入手できます。

電子メールによる任意の
書式(1意見内容につき
1枚)で提出

意見の提出方法 電子メールによる任意の
書式(1意見内容につき
1枚)で提出

条例案は秋田県警本部ペ
ージ、または県内警察署の窓
口で閲覧・入手できます。

電子メールによる任意の
書式(1意見内容につき
1枚)で提出

意見の提出方法 電子メールによる任意の
書式(1意見内容につき
1枚)で提出

条例案は秋田県警本部ペ
ージ、または県内警察署の窓
口で閲覧・入手できます。

電子メールによる任意の
書式(1意見内容につき
1枚)で提出

意見の提出方法 電子メールによる任意の
書式(1意見内容につき
1枚)で提出

条例案は秋田県警本部ペ
ージ、または県内警察署の窓
口で閲覧・入手できます。

電子メールによる任意の
書式(1意見内容につき
1枚)で提出

意見の提出方法 電子メールによる任意の
書式(1意見内容につき
1枚)で提出

条例案は秋田県警本部ペ
ージ、または県内警察署の窓
口で閲覧・入手できます。

電子メールによる任意の
書式(1意見内容につき
1枚)で提出

意見の提出方法 電子メールによる任意の
書式(1意見内容につき
1枚)で提出

条例案は秋田県警本部ペ
ージ、または県内警察署の窓
口で閲覧・入手できます。

電子メールによる任意の
書式(1意見内容につき
1枚)で提出

意見の提出方法 電子メールによる任意の
書式(1意見内容につき
1枚)で提出

条例案は秋田県警本部ペ
ージ、または県内警察署の窓
口で閲覧・入手できます。

電子メールによる任意の
書式(1意見内容につき
1枚)で提出

意見の提出方法 電子メールによる任意の
書式(1意見内容につき
1枚)で提出

条例案は秋田県警本部ペ
ージ、または県内警察署の窓
口で閲覧・入手できます。

電子メールによる任意の
書式(1意見内容につき
1枚)で提出

意見の提出方法 電子メールによる任意の
書式(1意見内容につき
1枚)で提出

条例案は秋田県警本部ペ
ージ、または県内警察署の窓
口で閲覧・入手できます。

電子メールによる任意の
書式(1意見内容につき
1枚)で提出

意見の提出方法 電子メールによる任意の
書式(1意見内容につき
1枚)で提出

条例案は秋田県警本部ペ
ージ、または県内警察署の窓
口で閲覧・入手できます。

電子メールによる任意の
書式(1意見内容につき
1枚)で提出

意見の提出方法 電子メールによる任意の
書式(1意見内容につき
1枚)で提出

条例案は秋田県警本部ペ
ージ、または県内警察署の窓
口で閲覧・入手できます。

電子メールによる任意の
書式(1意見内容につき
1枚)で提出

意見の提出方法 電子メールによる任意の
書式(1意見内容につき
1枚)で提出

条例案は秋田県警本部ペ
ージ、または県内警察署の窓
口で閲覧・入手できます。

電子メールによる任意の
書式(1意見内容につき
1枚)で提出

意見の提出方法 電子メールによる任意の
書式(1意見内容につき
1枚)で提出

条例案は秋田県警本部ペ
ージ、または県内警察署の窓
口で閲覧・入手できます。

電子メールによる任意の
書式(1意見内容につき
1枚)で提出

意見の提出方法 電子メールによる任意の
書式(1意見内容につき
1枚)で提出

条例案は秋田県警本部ペ
ージ、または県内警察署の窓
口で閲覧・入手できます。

電子メールによる任意の
書式(1意見内容につき
1枚)で提出

意見の提出方法 電子メールによる任意の
書式(1意見内容につき
1枚)で提出

条例案は秋田県警本部ペ
ージ、または県内警察署の窓
口で閲覧・入手できます。

電子メールによる任意の
書式(1意見内容につき
1枚)で提出

意見の提出方法 電子メールによる任意の
書式(1意見内容につき
1枚)で提出

条例案は秋田県警本部ペ
ージ、または県内警察署の窓
口で閲覧・入手できます。

電子メールによる任意の
書式(1意見内容につき
1枚)で提出

意見の提出方法 電子メールによる任意の
書式(1意見内容につき
1枚)で提出

条例案は秋田県警本部ペ
ージ、または県内警察署の窓
口で閲覧・入手できます。

電子メールによる任意の
書式(1意見内容につき
1枚)で提出

意見の提出方法 電子メールによる任意の
書式(1意見内容につき
1枚)で提出

条例案は秋田県警本部ペ
ージ、または県内警察署の窓
口で閲覧・入手できます。

電子メールによる任意の
書式(1意見内容につき
1枚)で提出

意見の提出方法 電子メールによる任意の
書式(1意見内容につき
1枚)で提出

条例案は秋田県警本部ペ
ージ、または県内警察署の窓
口で閲覧・入手できます。

電子メールによる任意の
書式(1意見内容につき
1枚)で提出

意見の提出方法 電子メールによる任意の
書式(1意見内容につき
1枚)で提出

条例案は秋田県警本部ペ
ージ、または県内警察署の窓
口で閲覧・入手できます。

電子メールによる任意の
書式(1意見内容につき
1枚)で提出

意見の提出方法 電子メールによる任意の
書式(1意見内容につき
1枚)で提出

条例案は秋田県警本部ペ
ージ、または県内警察署の窓
口で閲覧・入手できます。

電子メールによる任意の
書式(1意見内容につき
1枚)で提出

意見の提出方法 電子メールによる任意の
書式(1意見内容につき
1枚)で提出

条例案は秋田県警本部ペ
ージ